

木造住宅等における耐震診断・改修補助金に関する注意事項 (H25.1)

診断、補強設計、施工を行う場合には、日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法及び質問・回答集を熟読のうえ、正しい方法で行ってください。

また、評価方法は原則として2012年改訂版によるものとしますが、当面の間旧版も利用できることとします。(以下参考ページを新2012版、旧2004版として示します)

◆申請上の注意事項

- ・川越市の補助制度では、①混構造(平面的、立面的なものを含む)、②スキップフロアは補助対象外です。
- ・登記上の所有者でない方が補助の申請を行う場合、登記上の所有者が複数おり、その内の一人が申請を行う場合は、市の指定様式により他の所有者等の同意が必要となります。
- ・耐震診断、耐震改修補助金については、川越市の補助金の交付決定を受けるまで工事の契約を結ぶ事はできません。

◆耐震診断

- ・耐震診断は原則として全ての壁の仕様を確認してください。壁の過小評価(雑壁を評価しないなど)、過大評価はその理由を伺います。
(例) 壁の屋内側：石膏ボード9mm(倍率1.2)、屋外側：モルタル塗り壁(倍率1.6)
芯材：筋かい木材30×90以上 端部金物なし(倍率1.9)
- ・壁強さ倍率の入力にあたっては、壁仕様不明の場合 C=2.0kN/m(改定前は1.96kN/m)を採用できることとなっていますが(新30、143P 旧27P)、補助金利用の際にはこの数値は使用しないでください。
- ・筋違の有無は全て目視で確認することが理想ですが、目視できない壁があった場合には、他の部位の施工状況や建築確認図面などから想定し、危険とならない範囲で評価することも可能です。(新143P 旧276P) その場合にはどの壁が想定壁かわかるようにしてください。
- ・劣化度による低減係数入力の際、存在点数の入力を忘れないようにしてください。(新152P 旧313P) また、平屋なのにバルコニーに存在点数がついているなど不必要なチェックは入れないでください。

◆補強設計・施工

- ・無筋コンクリート造基礎では局所的に強い壁を用いず、耐震要素をバランスよく配置してください。(新127P 旧123P)
- ・基礎にひび割れがある場合には、原則として施工時に補修が必要(新127P 旧123、253P)です。補修を行わない場合にはその安全性について、調査者の見解を表記してください。
- ・下屋を介した地震力の伝達や、2階の耐力壁の下に柱等がない立面的不整形、大きな吹き抜けがあるような場合には、床等の水平構面の補強を適切に行ってください。(新137P 旧124P)

- ・2012年改訂版による評価を行った場合、一般診断法における劣化低減係数は原則補強前の低減係数を用いる事とし、適切に補修を行った場合でも **0.9を限度**とします。(新130、132P)
- ・診断、補強設計、工事費の見積もりの**全ての整合性**が取れるようにしてください。例えば補強設計時に屋根の軽量化や基礎の補修、劣化度の補修が見込まれている場合には、見積書にもその内容が記載されていなければなりません。
- ・構造用合板又はこれに類する評価工法を用いる場合には、**真壁、大壁、受け材の有無などで倍率が変わります**。施工の納まりなどで変更する場合は**別途変更申請が必要**な場合があります。また、**評価工法は仕様に合った施工**を行うように工事監理を徹底してください。

(イメージ)

現況診断	補強案	見積書
診断結果 0.5	補強後 1.0	改修費 150万円
<ul style="list-style-type: none"> ・屋根 重い ・劣化点数 5 ・基礎 ひび割れ有 ・不明壁 1.96 (2.0) は使用しない。 ・原則全ての壁の両側、芯材の仕様を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根 軽い ・劣化点数 2 ・基礎 ひび割れ無 ・筋違補強 ・評価外工法補強有無 ・評価工法は正しく設計されているか？ ・現況診断と補強案の整合性の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の改修費計上 ・劣化部分の改修費計上 ・基礎の補修費計上 ・補強箇所数が補強案と合うか？ ・評価外補強工法は補助対象工事費に含められない ・耐震補強に関連性の無い工事費の有無 ・現況診断と補強案で異なる箇所は全て工事費が発生するものとみなします。

◆耐震改修補助金の対象となる工事費用

○ 補助対象となる工事費

- ・補助の対象となる工事及びその費用は、耐震性能の向上に寄与する工事及び付帯工事（耐震改修に起因して発生する工事に対する費用）となります。
- ・壁等の補強に伴い発生した、**内外装の復旧工事、耐震診断時に劣化有と判断した部分の補修工事、ひび割れ基礎の補修工事、設備の再取付工事等**、耐震性能の向上を実施しなければ発生しえなかった工事は全て対象となります。

※補助の対象費用となるかどうか不明な場合には個々にお問い合わせください。

※現況診断と補強案で異なる箇所は全て工事費が発生するものとみなします。

× 補助対象外の工事費

- ・工事部位に妥当性が認められない場合は補助対象外となります。
- ・建防協の**評価外工法**（評価工法は“日本建築防災協会 HP⇒評価・判定タブ⇒評価実績”より確認できます。）は耐震改修補助金の**対象工事費に含めることが出来ません**。

問い合わせ先

川越市役所 都市計画部 建築指導課 建築指導担当
 電話：049-224-5974（直通）
 FAX：049-225-9800（共用）